

## 串間市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、工事監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和5年3月31日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 坂 中 喜 博

串監第2044号  
令和5年3月31日

串間市長 島田俊光様  
串間市議会議長 瀬尾俊郎様

串間市監査委員 田中良嗣  
串間市監査委員 坂中喜博

### 監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

#### 記

1. 監査の対象事務 令和4年度随時監査（工事監査）
2. 監査実施日 令和5年3月23日（木）
3. 監査対象箇所 下記のとおり

No.	工事名	請負額（円）	請負業者	主管課名
1	令和4年度農地耕作条件改善事業 本西方地区農道改良工事（1工区）	54,285,000	(有)大成建設	農地水産 林政課
2	令和4年度農地耕作条件改善事業 本西方地区農道改良工事（2工区）	29,150,000	(株)谷口組	農地水産 林政課
3	令和4年度総合運動公園整備事業 室内体育施設外壁等改修工事	32,890,000	(有)山内建設	都市建設課
4	令和4年度社会資本総合整備事業 上町城山線道路改良工事	34,540,000	松浦建設(株)	都市建設課
5	令和4年度社会資本総合整備事業 上町西林線道路改良工事	8,745,000	(有)シフト技建	都市建設課

No.	工 事 名	請負額（円）	請負業者	主管課名
6	令和4年度過疎地域活性化事業 吾社百田線道路改良工事	21,821,800	(株)津曲建設	都市建設課
7	串間温泉いこいの里施設改修工事	2,277,000	山下建設	商工観光ス ポーツラン ド推進課
8	串間温泉いこいの里 施設サイン設置工事	1,793,000	(有)日勝建設	商工観光ス ポーツラン ド推進課

#### 4. 監査した委員

串間市監査委員 田中 良嗣

串間市監査委員 坂中 喜博

#### 5. 監査の方法・結果等

本監査では、提出を求めた工事概要書、契約書、設計図書（図面及び仕様書）、工事写真等を基に関係職員から説明を受けるとともに実地監査を行った。

その結果、一部の工事において関係書類の誤謬等の不備が見受けられたので、十分留意されたい。今後とも、公共性、経済性及び事業実施の効果を検証するとともに市民の安全、安心な生活基盤の整備を図られたい。

以下、監査対象工事別に監査の結果及び意見を付することとする。

#### 1 令和4年度農地耕作条件改善事業 本西方地区農道改良工事（1工区）

本工事は、土地利用集積、担い手農家の育成による生産性の高い農業を総合的に推進し、農業者の所得向上を図るため農作業道の整備を実施するものである。請負金額において3,221,000円の増額変更契約が行われている。これは掘削後の土質確認により法面保護の工法を変更したものであり、設計変更には合理的な理由があるものとして理解できるところである。

今回の改良工事により、維持管理を含めた労力・経費削減と大型機械の導入による省力化やアクセス道路としての利便性の向上、さらには防災上の避難道路など多面的な効果が発揮できるものと思料する。

なお一般論として、当初設計を検討する段階においては現地の状況を十分調査・分析され、その結果を設計に的確に反映されることを望むものである。



## 2 令和4年度農地耕作条件改善事業 本西方地区農道改良工事（2工区）

本工事は、土地利用集積、担い手農家の育成による生産性の高い農業を総合的に推進し、農業者の所得向上を図るため農作業道の整備を実施するものである。請負金額において3,453,000円の増額変更契約が行われている。これは建設発生土の運搬距離の延長及び掘削後の土質確認により法面保護の工法を変更したものであり、設計変更には合理的な理由があるものとして理解できるところである。

今回の改良工事により、維持管理を含めた労力・経費削減と大型機械の導入による省力化やアクセス道路としての利便性の向上、さらには防災上の避難道路など多面的な効果が発揮できるものと思料する。

なお一般論として、当初設計を検討する段階においては現地の状況を十分調査・分析され、その結果を設計に的確に反映されることを望むものである。



## 3 令和4年度総合運動公園整備事業 室内体育施設外壁等改修工事

本工事は、総合運動公園施設の改修計画及び長寿命化計画に基づき整備を行うことで、スポ

ーツランド串間としてスポーツキャンプ、イベント誘致活動に寄与するため実施するものである。請負金額において2,103,000円の増額変更契約が行われている。これは劣化の少ない箇所の一部を軽微な仕上げの補修に変更したことで1,477,000円を減額したものの、建物上部において、足場が架かっている状態で目視にて確認した際、設計に計上していない南北面のポリカ波板の劣化があったことにより張替えが必要となったものであり3,580,000円の増額となったものであるが、設計変更には合理的な理由があるものとして理解できるところである。

今回の改修工事により施設利用者の安全性及び快適性が担保され、本市のスポーツ振興に寄与できるものと思料する。

なお一般論として、当初設計を検討する段階においては現地の状況を十分調査・分析され、その結果を設計に的確に反映されることを望むものである。



#### 4 令和4年度社会資本整備総合交付金事業 上町城山線道路改良工事

① 本工事は令和2年度からの継続事業として、地域住民の日常生活の安全性の向上を図り、地域連携や地域振興等の道路ネットワークを構築するため道路改良を実施するものである。請負金額において1,952,000円の増額変更契約が行われている。これは掘削中に墓石が出土したことによりその処分及び運搬経路の変更によるものであり、設計変更には合理的な理由があるものとして理解できるところである。

なお一般論として、当初設計の段階で現地の状況を十分調査・分析され、その結果を設計に的確に反映されることを望むものである。

② 一部地権者との間で用地取得の合意形成が得られず全線での改良整備は未達成となっている。このことから未改良箇所については車両等の通行に支障が生じないよう適切な安全対策を講じられたい。なお、未改良箇所の用地については引き続き地権者の理解が得られるよう粘り強く交渉を継続し、全線での改良整備を望むものである。



## 5 令和4年度社会資本整備総合交付金事業 上町西林線道路改良工事

- ① 本工事は令和3年度からの継続事業として、地域住民の日常生活の安全性の向上を図り、地域連携や地域振興等の道路ネットワークを構築するため道路改良を実施するものである。請負金額において555,000円の増額変更契約が行われている。これは掘削中に産業廃棄物が出土したことに伴い、処分の必要性が生じたことによるものであり、設計変更には合理的な理由があるものとして理解できるところである。

なお一般論として、当初設計の段階で現地の状況を十分調査・分析され、その結果を設計に的確に反映されることを望むものである。

- ② 一部地権者との間で用地取得の合意形成が得られず全線での改良整備は未達成となっている。このことから、未改良箇所については車両等の通行に支障が生じないよう適切な安全対策を講じられたい。なお、未改良箇所の用地については引き続き地権者の理解が得られるよう粘り強く交渉を継続し、全線での改良整備を望むものである。



## 5 令和4年度過疎地域活性化事業 吾社百田線道路改良工事

- ① 本工事は令和6年度までの継続事業として、地域住民の日常生活や通学路の安全性が確保できていない地域間を結ぶ道路及び地域に必要な道路を整備するため実施するものである。請負金額において786,200円の増額変更契約が行われている。これは法面保護に工事の発生土を活用する予定であったが土質が悪くシラスに変更したこと及び地権者からの要望で農地の進入路を広げたことによるものであり、設計変更には合理的な理由があるものとして理解できることである。

なお一般論として、当初設計の段階で現地の状況を十分調査・分析され、その結果を設計に的確に反映されることを望むものである。

- ② 本工事において幅員が広がったことにより、城泉坊橋との接合部分においては橋手前の両側が空き地となっている。特に夜間においては通行する車両が河川へ転落する危険性があることから適切な交通安全対策を講じられたい。



## 6 串間温泉いこいの里施設改修工事

施設の改修等による適切な維持管理を行うことにより、利用者の安全性、利便性を確保するとともに、本市の観光振興に寄与するため実施するものである。特に指摘する事項はなく適正

に施工されていることを認めたが、今後も計画的な改修整備により快適な温泉施設として施設・設備の充実と活用に取り組まれない。



## 7 串間温泉いこいの里施設サイン設置工事

本工事は、公の施設であることを示すランドマーク的な位置づけとして整備を実施するものである。特に指摘する事項はなく適正に施工されていることを認めたが、今後も指定管理者の協力により適宜、適切な管理に努められない。

